

千代田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和 8 年 7 月 13 日

千 代 田 区 長

樋口高顕

千代田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

千代田区議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年千代田区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（収支状況の報告）」に改め、同条第1項中「領収書等の原本及び会計帳簿の写しを添付した各四半期の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（別記第1号様式。以下「中間収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければ」を「各四半期の政務活動費に係る収入及び支出の状況（以下「収支状況」という。）を別記第1号様式による中間収支報告書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により議長に報告しなければ」に、「提出する」を「報告する」に改め、同条第2項中「、前年度の交付に係る政務活動費について」を削り、「政務活動費に係る収入及び支出の報告書（別記第2号様式。以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければ」を「前年度の政務活動費に係る収支状況を別記第2号様式による収支報告書又は電磁的記録により議長に報告しなければ」に改め、同条第3項中「及び収支報告書」を「又は電磁的記録及び当該四半期の属する年度に係る収支報告書又は電磁的記録」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改める。

第9条の見出しを「（収支状況に係る書面又は電磁的記録の保存）」に改め、同条中「提出された中間収支報告書及び収支報告書」を「報告された中間収支報告書及び収支報告書又は電磁的記録」に改める。

第10条中「提出された中間収支報告書及び収支報告書」を「報告された中間収支報告書及び収支報告書又は電磁的記録」に改める。

別表費目の項中「費目」を「項目」に改め、同表消耗品費の項中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた」を「電磁的記録に係る」に改め、同表課題別経費の項中「費目」を「項目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。